



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 18 日 (金)
号外第 26 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則 (15) (防災チーム) 6 鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (16) (業務効率推進課) 9 鳥取県青少年健全育成条例施行規則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (17) (青少年・文教課) 10 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (18) (自治振興課) 19 鳥取県景観形成規則の一部を改正する規則 (19) (景観まちづくり課) 21 鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則 (20) (くらしの安心推進課) 24 鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則 (21) (雇用人材総室) 25 鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則 (22) (産業振興総室) 26 鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則 (23) (森林・林業総室) 27 水産業協同組合検査規則等の一部を改正する規則 (24) (公益法人・団体指導課) 29
◇ 企業局管理規程	鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程 (1) (経営企画課) 31

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害時要援護者の避難支援個別計画の策定、感震ブレーカーの設置、住宅用防災機器の設置及び避難勧告等の基準の策定をより一層促進するため、鳥取県防災・危機管理対策交付金の額の算定方法について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 交付金の額の算定に係る災害時要援護者の数を、災害時におけるその者の避難の支援に係る具体的な計画が策定されている者の数に限定するとともに、これに乗ずる額を120円（現行 60円）に引き上げる。

(2) 平成23年度に交付する交付金に係る基準額は、本則に定めるところにより算定した額に、次に掲げる額の合算額を加えた額とする。

ア 当該市町村の平成24年1月1日における感震ブレーカーの設置世帯数を県内の全ての市町村における感震ブレーカーの設置世帯数の合計数で除して得た割合を、150万円に乗じて得た額

イ 当該市町村における住宅用防災機器を設置している世帯の割合が次に掲げる区分のいずれかに該当する場合にあっては、当該区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 50パーセント以上70パーセント未満 20万円

(イ) 70パーセント以上 40万円

ウ 当該市町村で平成24年1月1日に避難勧告等の基準が策定されている災害の項目（次に掲げるものに限る。）の数を当該市町村が被災するおそれのある災害の項目の数で除して得た割合を、20万円に乗じて得た額

(ア) 水害

(イ) 土砂災害

(ウ) 高潮災害

(エ) 津波災害

(3) (1)及び(2)に伴い、交付金の交付申請書の様式について、所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 給与を給与等に改める。

(2) 事業年度の定めのない県出資法人等の給与制度及び給与の支給の状況の公表に関する部分を削る。

(3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正に伴い、規則で定めることとされたフィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない正当な理由を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正

ア 青少年健全育成協力員が実態の把握を行う事項に、携帯電話インターネット接続事業者等の説明を加える。

イ フィルタリングの機能の基準に、犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的、かつ、明示的に請け負

- い、仲介し、又は誘引するものを加える。
- ウ 保護者が、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない旨の申出をすることができる正当な理由を以下のとおりとする。
- (ア) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労しており、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- (イ) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (ウ) 保護者が、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。
- エ 保護者が、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない旨の申出をする際の書面に記載しなければならない事項を以下のとおりとする。
- (ア) 申出年月日
- (イ) 申出者の住所、氏名及び電話番号
- オ 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者又は携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業として行う者が、契約の締結に当たって説明すべき事項を以下のとおりとする。
- (ア) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- (イ) 当該携帯電話インターネット接続事業者が提供するフィルタリングの機能の内容
- (ウ) 保護者がフィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない旨の申出をするときは、ウの正当な理由が必要であること。
- カ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正
鳥取県青少年健全育成条例の改正に伴い、規則中引用している同条例の条項を改める。
- (3) 施行期日は、平成23年7月1日とする。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理することとされた事務について、対象となる事務がなくなったこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 廃止前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則に基づく事務について、市町村が処理する事務から、専修学校等奨学資金に係る借用証書の受理及び知事への送付を削る。
- (2) 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則に基づく事務うち、次に掲げるものは、米子市の処理の対象から除くこととする。
- ア 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付の決定又は不承認決定の通知書の交付
- イ 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の継続貸付の決定又は不承認決定の通知書の交付
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県景観形成規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県景観形成条例の一部改正に伴い、景観計画区域内における建築等の行為の完了の届出の様式を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 景観計画区域内における建築等の行為の完了の届出の様式を定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

鳥取県立高等技術専門学校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県内における雇用情勢の変化に鑑み、高等技術専門学校における訓練の定員を見直す等の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 高等技術専門学校で行う職業訓練の訓練生定員を次のとおり改める。

専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	
				改正前	改正後
鳥取県立倉吉高等技術専門学校	普通職業訓練	普通課程	介護福祉士養成科	20人	30人
鳥取県立米子高等技術専門学校	普通職業訓練	普通課程	介護福祉士養成科	15人	20人

- (2) 高等技術専門学校で行う職業訓練の訓練時間を次のとおり改める。

専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練時間	
				改正前	改正後
鳥取県立倉吉高等技術専門学校	普通職業訓練	短期課程	PCネットワーク科	18時間	20時間

- (3) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例が一部改正され、同条例の失効期限が廃止されること等に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- (2) 施行期日は、鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

鳥取県林地開発条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県林地開発条例の失効規定が廃止されたことに伴い、規則の失効規定も廃止するとともに、開発許可の基準について、開発行為をしようとする森林の区域において配置する残置森林及び造成森林の基準を明確にする等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 開発行為をしようとする森林の区域において配置する残置森林及び造成森林の基準を明確にする。
- (2) 土石等の採掘を行う場合において、残置森林を配置することが災害の防止の基準を満たすために支障と

なるときは、必要な範囲において残置森林に代えて造成森林を配置することとする。

- (3) 規則の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

水産業協同組合検査規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

水産業協同組合等に対して実施した検査で指摘のあった事項について、当該組合の迅速かつ適切な業務改善が図られるよう、検査を実施する検査部署と組合の指導を行う指導部署の業務分担を見直すことに伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次の規則について、検査を実施した組合に対して検査書を交付し、是正又は改善を求めた事項についての回答書を提出させるものとする規定を削る。
 - ア 水産業協同組合検査規則
 - イ 農業協同組合検査規則
 - ウ 森林組合検査規則
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

規 則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（交付金の額）</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額以下とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあっては、第2号の額に調整交付額を加えた額以下とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） その年度の1月1日における次に掲げる数に、それぞれに定める金額を乗じて得た額を合算した額</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～ウ 略</p> <p>エ 災害時要援護者（鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）第2条第7号に規定する災害時要援護者をいう。以下同じ。）のうち、<u>災害時におけるその者の避難の支援に係る具体的な計画が策定されているもの</u>の数 <u>120円</u></p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>（平成23年度の交付金の額の特例）</p> <p><u>3 平成23年度の対象事業に対して交付する本交付金に係る第3条第1項第2号の額は、同号に定めるところにより算定した額に、次に掲げる額を合算した</u></p>	<p>（交付金の額）</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあっては、第2号の額に調整交付額を加えた額とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） その年度の1月1日における次に掲げる数に、それぞれに定める金額を乗じて得た額を合算した額</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～ウ 略</p> <p>エ 災害時要援護者（鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）第2条第7号に規定する災害時要援護者をいう。以下同じ。）の数 <u>60円</u></p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1及び2 略</p>

額を加えた額とする。この場合において、第2号の割合は、別に定めるところにより知事が調査するものとする。

(1) 当該市町村の感震ブレーカー設置世帯数(一定以上の地震動を感知した場合に電気回路を自動的に遮断する装置を平成24年1月1日に居宅に設置している世帯の数をいう。以下同じ。)を県内の全ての市町村における感震ブレーカー設置世帯数の合計数で除して得た割合を、150万円に乘以て得た額

(2) 当該市町村における消防法(昭和23年法律第186号)第9条の2第1項に規定する住宅用防災機器を居宅に設置している世帯の割合が次に掲げる区分のいずれかに該当する場合にあっては、当該区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 50パーセント以上70パーセント未満 20万円
- イ 70パーセント以上 40万円

(3) 当該市町村で平成24年1月1日に避難勧告等の基準(市町村長が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定による勧告及び指示を行うための基準であって、知事が適当と認めるものをいう。以下同じ。)が策定されている災害の項目(次に掲げるものに限る。以下同じ。)の数を当該市町村が被災するおそれのある災害の項目の数で除して得た割合を、20万円に乘以て得た額

- ア 水害
- イ 土砂災害
- ウ 高潮災害
- エ 津波災害

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策
交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策
交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記		記																													
<p>1 略</p> <p>2 交付金算定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">数 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織に加入している世帯数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者のうち、災害時におけるその者の避難の支援に係る具体的な計画が策定されているものの数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>感震ブレーカー設置世帯数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅用防災機器を居宅に設置している世帯の割合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難勧告等の基準</td> <td>被災するおそれのある災害の項目の数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当該基準が策定されている災害の項目の数</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数 値	略		自主防災組織に加入している世帯数		災害時要援護者のうち、災害時におけるその者の避難の支援に係る具体的な計画が策定されているものの数		感震ブレーカー設置世帯数		住宅用防災機器を居宅に設置している世帯の割合		避難勧告等の基準	被災するおそれのある災害の項目の数		当該基準が策定されている災害の項目の数	<p>1 略</p> <p>2 交付金算定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">数 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">自主防災組織</td> <td>組織数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入世帯数</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">災害時要援護者</td> <td>登録者数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援プラン（個別計画）策定者数</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数 値	略		自主防災組織	組織数		加入世帯数		災害時要援護者	登録者数		支援プラン（個別計画）策定者数	
項 目	数 値																														
略																															
自主防災組織に加入している世帯数																															
災害時要援護者のうち、災害時におけるその者の避難の支援に係る具体的な計画が策定されているものの数																															
感震ブレーカー設置世帯数																															
住宅用防災機器を居宅に設置している世帯の割合																															
避難勧告等の基準	被災するおそれのある災害の項目の数																														
	当該基準が策定されている災害の項目の数																														
項 目	数 値																														
略																															
自主防災組織	組織数																														
	加入世帯数																														
災害時要援護者	登録者数																														
	支援プラン（個別計画）策定者数																														

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>給与等の制度等の公開</u>）</p> <p>第3条 条例第2条の規定により公表する同条第1号の<u>給与等の制度</u>は、条例第3条第1項の報告を行う日の属する事業年度の開始の日現在のものとする。</p> <p>2 条例第2条の規定により公表する同条第2号の<u>給与等の支給の状況</u>は、条例第3条第1項の報告を行う日の属する事業年度の前事業年度のものとする。</p>	<p>（<u>給与制度等の公開</u>）</p> <p>第3条 条例第2条の規定により公表する同条第1号の<u>給与制度</u>は、条例第3条第1項の報告を行う日の属する事業年度の開始の日（<u>事業年度の定めのない県出資法人等にあつては、1月1日</u>）現在のものとする。</p> <p>2 条例第2条の規定により公表する同条第2号の<u>給与の支給の状況</u>は、条例第3条第1項の報告を行う日の属する事業年度の前事業年度（<u>事業年度の定めのない県出資法人等にあつては、同項の報告を行う日の属する年の前年</u>）のものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（青少年健全育成協力員）</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。</p> <p>（1）次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 条例第12条の2第1項から第5項までに定めるインターネット利用環境</p> <p>キ 条例第12条の3第3項に定める携帯電話インターネット接続事業者等の説明</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>2～7 略</p> <p>（フィルタリングの機能の基準）</p> <p>第5条 条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声若しくは映像の全部又は一部の受信を防止することが選択できる機能を有するものであることとする。</p>	<p>（青少年健全育成協力員）</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。</p> <p>（1）次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 条例第12条の2第1項から第6項までに定めるインターネット利用環境</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>2～7 略</p> <p>（フィルタリングの機能の基準）</p> <p>第5条 条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声若しくは映像の全部又は一部の受信を防止することが選択できる機能を有するものであることとする。</p>

(1)~(3) 略

(4) インターネット異性紹介事業(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業をいう。)を利用して青少年を性交等の相手方となるように直接的かつ明示的に誘引するものその他犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引するもの

(改善事項報告書)

第6条 条例第12条の2第6項の改善事項報告書は、様式第2号のとおりとする。

(フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない正当な理由等)

第6条の2 条例第12条の3第1項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

(1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労しており、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

(2) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

(3) 保護者が、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年の当該役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

2 条例第12条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申出年月日

(2) 申出者の住所、氏名及び電話番号

(契約の締結等に当たって説明すべき事項)

第6条の3 条例第12条の3第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。

(2) 当該携帯電話インターネット接続事業者が提供するフィルタリングの機能の内容

(1)~(3) 略

(改善事項報告書)

第6条 条例第12条の2第7項の改善事項報告書は、様式第2号のとおりとする。

(3) 保護者がフィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない旨の申出をするときは、条例第12条の3第1項に規定する正当な理由が必要であること。

2. 知事は、携帯電話インターネット接続事業者等に対し、前項第1号及び第2号に掲げる事項に関する情報を提供しよう努めるものとする。

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第7条 条例第12条の4第1項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、様式第3号による設置届に様式第4号による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。

2 条例第12条の4第2項の規定による変更の届出は、様式第5号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第12条の4第2項の規定による廃止の届出は、様式第6号による廃止届を提出して行うものとする。

4 条例第12条の4第3項の規則で定める表示票は、様式第7号によるものとする。

5 条例第12条の4第5項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第8号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第10条 略

2及び3 略

4 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の4第3項の規則で定める表示票は、様式第12号によるものとする。

5 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の4第5項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第13号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

様式第1号(第3条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)
(青少年健全育成協力員)

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第7条 条例第12条の3第1項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、様式第3号による設置届に様式第4号による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。

2 条例第12条の3第2項の規定による変更の届出は、様式第5号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第12条の3第2項の規定による廃止の届出は、様式第6号による廃止届を提出して行うものとする。

4 条例第12条の3第3項の規則で定める表示票は、様式第7号によるものとする。

5 条例第12条の3第5項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第8号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第10条 略

2及び3 略

4 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第3項の規則で定める表示票は、様式第12号によるものとする。

5 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第5項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第13号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

様式第1号(第3条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)
(青少年健全育成協力員)

第9条の2 知事は、県民の協力を得て青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、規則で定めるところにより、青少年健全育成協力員を置くことができる。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（抜すい）
（青少年健全育成協力員）

第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。

(1) 次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。

ア 条例第11条第2項に定める興行の観覧

イ 条例第11条第3項に定める広告物の表示又は頒布

ウ 条例第11条第4項に定めるがん具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換

エ 条例第11条の2第1項に定める図書類の陳列場所

オ 条例第12条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等による販売又は貸付け

カ 条例第12条の2第1項から第5項までに定めるインターネット利用環境

キ 条例第12条の3第3項に定める携帯電話インターネット接続事業者等の説明

ク 条例第17条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等からの除去

ケ 条例第18条から第21条の3までに定める青少年に対する不健全な行為

(2) 条例に違反していると健全育成協力員が認める実態の把握を行ったときは、県へ報告すること。

(3) 青少年の健全な育成に関して県、市町村その他関係機関との連絡調整を行うこと。

(4) その他青少年の健全な育成に関する活動を行うこと。

2 健全育成協力員は、前項の活動に当たって、条例第11条の2第2項の規定による図書類の販売等を業とする者に対する助言又は指導を行ってはならない。

3～5 略

6 健全育成協力員は、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、こ

第9条の2 知事は、県民の協力を得て青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、規則で定めるところにより、青少年健全育成協力員を置くことができる。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（抜すい）
（青少年健全育成協力員）

第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。

(1) 次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。

ア 条例第11条第2項に定める興行の観覧

イ 条例第11条第3項に定める広告物の表示又は頒布

ウ 条例第11条第4項に定めるがん具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換

エ 条例第11条の2第1項に定める図書類の陳列場所

オ 条例第12条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等による販売又は貸付け

カ 条例第12条の2第1項から第6項までに定めるインターネット利用環境

主 条例第17条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等からの除去

ク 条例第18条から第21条の3までに定める青少年に対する不健全な行為

(2) 条例に違反していると健全育成協力員が認める実態の把握を行ったときは、県へ報告すること。

(3) 青少年の健全な育成に関して県、市町村その他関係機関との連絡調整を行うこと。

(4) その他青少年の健全な育成に関する活動を行うこと。

2 健全育成協力員は、前項の活動に当たって、条例第11条の2第2項の規定による図書類の販売等を業とする者に対する助言又は指導を行ってはならない。

3～5 略

6 健全育成協力員は、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、こ

れを提示しなければならない。
7 略

れを提示しなければならない。
7 略

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

職 氏 名 様
住所
氏名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

改善事項報告書

鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第6項の規定により、下記のとおり報告します。

略

年 月 日

職 氏 名 様
住所
氏名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

改善事項報告書

鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第7項の規定により、下記のとおり報告します。

略

注 略

注 略

様式第3号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

(表)

(表)

年 月 日

職 氏 名 様
届出者
住所
氏名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

図 書 類
が ん 具 刃 物 類 の 自 動 販 売 機 等 の 設 置 届

図 書 類
が ん 具 刃 物 類 の 自 動 販 売 機 等 を 設 置 す る の
で、鳥取県青少年健全育成条例第12条の4第1項の規定により次のとおり届け出ます。

略

年 月 日

職 氏 名 様
届出者
住所
氏名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

図 書 類
が ん 具 刃 物 類 の 自 動 販 売 機 等 の 設 置 届

図 書 類
が ん 具 刃 物 類 の 自 動 販 売 機 等 を 設 置 す る の
で、鳥取県青少年健全育成条例第12条の3第1項の規定により次のとおり届け出ます。

略

(裏)

(裏)

略

略

様式第4号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

(表)

(表)

自動販売機等管理者就任承諾書

自動販売機等管理者就任承諾書

略

注 略

私は、上記の自動販売機等について、下記に掲げる鳥取県青少年健全育成条例の規定を承知し、自動販売機等管理者としての義務を履行することを承諾します。

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 知事は、前項の規定による命令に違反した者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

第6章 罰則

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命

略

注 略

私は、上記の自動販売機等について、下記に掲げる鳥取県青少年健全育成条例の規定を承知し、自動販売機等管理者としての義務を履行することを承諾します。

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 知事は、前項の規定による命令に違反した者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

第6章 罰則

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命

令に違反した者

3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第12条の2第7項又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかった者

(3) 略

6～9 略

令に違反した者

3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第12条の2第8項又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかった者

(3) 略

6～9 略

年 月 日

自動販売機等設置者

住所

氏名 様

住所

氏名 ,

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

注 略

(裏)

略

年 月 日

自動販売機等設置者

住所

氏名 様

住所

氏名 ,

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

注 略

(裏)

略

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所

氏名 ,

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

図 書 類
がん具刃物類 の自動販売機等の設置届出事項変更届

図 書 類
がん具刃物類 の自動販売機等の設置届出事項

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所

氏名 ,

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

図 書 類
がん具刃物類 の自動販売機等の設置届出事項変更届

図 書 類
がん具刃物類 の自動販売機等の設置届出事項

を変更した(する)ので、鳥取県青少年健全育成
条例第12条の4第2項の規定により次のとおり届
け出ます。

略

様式第6号(第7条関係)

年 月 日
職 氏 名 様
届出者
住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号)
図 書 類 が ん 具 刃 物 類 の自動販売機等の廃止届
図 書 類 が ん 具 刃 物 類 の自動販売機等を廃止したの で、鳥取県青少年健全育成条例第12条の4第2項 の規定により次のとおり届け出ます。
略

注 略

様式第8号(第7条関係)

年 月 日
職 氏 名 様
届出者
住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号)
図 書 類 が ん 具 刃 物 類 自動販売機等の表示票の再交付申 請書
図 書 類 が ん 具 刃 物 類 自動販売機等の表示票につい て、鳥取県青少年健全育成条例第12条の4第5項 の規定により、次のとおり再交付を申請します。
略

注1及び2 略

様式第13号(第10条関係)

年 月 日

を変更した(する)ので、鳥取県青少年健全育成
条例第12条の3第2項の規定により次のとおり届
け出ます。

略

様式第6号(第7条関係)

年 月 日
職 氏 名 様
届出者
住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号)
図 書 類 が ん 具 刃 物 類 の自動販売機等の廃止届
図 書 類 が ん 具 刃 物 類 の自動販売機等を廃止したの で、鳥取県青少年健全育成条例第12条の3第2項 の規定により次のとおり届け出ます。
略

注 略

様式第8号(第7条関係)

年 月 日
職 氏 名 様
届出者
住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号)
図 書 類 が ん 具 刃 物 類 自動販売機等の表示票の再交付申 請書
図 書 類 が ん 具 刃 物 類 自動販売機等の表示票につい て、鳥取県青少年健全育成条例第12条の3第5項 の規定により、次のとおり再交付を申請します。
略

注1及び2 略

様式第13号(第10条関係)

年 月 日

<p>職 氏 名 様</p> <p>届出者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p> <p>〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕</p> <p>利用カード自動販売機の表示票の再交付申請書</p> <p>利用カード自動販売機の表示票について、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第3項において準用する同条例第12条の4第5項の規定により、次のとおり再交付を申請します。</p> <p>略</p> <p>注 略</p>	<p>職 氏 名 様</p> <p>届出者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p> <p>〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕</p> <p>利用カード自動販売機の表示票の再交付申請書</p> <p>利用カード自動販売機の表示票について、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第3項において準用する第12条の3第5項の規定により、次のとおり再交付を申請します。</p> <p>略</p> <p>注 略</p>
--	---

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行細則（平成14年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第2条の規則で定める事務）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2～19 略</p> <p>20 条例第2条第20号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）<u>第12条の4第1項</u>の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>（2）鳥取県青少年健全育成条例<u>第12条の4第2項</u>の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>（3）及び（4）略</p> <p>21及び22 略</p>	<p>（条例第2条の規則で定める事務）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2～19 略</p> <p>20 条例第2条第20号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）<u>第12条の3第1項</u>の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>（2）鳥取県青少年健全育成条例<u>第12条の3第2項</u>の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>（3）及び（4）略</p> <p>21及び22 略</p>

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第18号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（市町村等が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表1の5の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等の規則（平成19年鳥取県規則第54号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則第1条の規定による廃止前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則（昭和62年鳥取県規則第56号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） <u>第16条第2項から第4項までの規定による届出書の受理及び知事への送付</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例別表8の2の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則（昭和40年鳥取県規則第7号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（<u>米子市の区域においては、第1号、第3号及び第5号に掲げる事務に限る。</u>）とする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>5～9 略</p>	<p>（市町村等が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表1の5の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等の規則（平成19年鳥取県規則第54号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則第1条の規定による廃止前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則（昭和62年鳥取県規則第56号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） <u>第12条の規定による借用証書の受理及び知事への送付</u></p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） <u>第16条第1項から第4項までの規定による届出書の受理及び知事への送付</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例別表8の2の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則（昭和40年鳥取県規則第7号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>5～9 略</p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県景観形成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第19号

鳥取県景観形成規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県景観形成規則（平成19年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
(標 識) 第12条 略				(標 識) 第12条 略			
<u>(行 為 の 完 了 の 届 出 書)</u> 第12条の2 <u>条例第19条の2の規定による届出は、様式第4号の届出書により行うものとする。</u>							
(景 観 支 障 物 件 の 立 入 調 査 を 行 う 職 員 の 身 分 証 明 書) 第18条 条例第25条第2項に規定する身分を示す証明書は、 <u>様式第5号</u> によるものとする。				(景 観 支 障 物 件 の 立 入 調 査 を 行 う 職 員 の 身 分 証 明 書) 第18条 条例第25条第2項に規定する身分を示す証明書は、 <u>様式第4号</u> によるものとする。			
様式第1号（第5条関係） 景観計画区域内における行為の（ 変 更 ）届出書				様式第1号（第5条関係） 景観計画区域内における行為の（ 変 更 ）届出書			
行 為 の 種 類	建築物の建築等	内容及び用途	内容（新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更） 用途（ ）	行 為 の 種 類	建築物の建築等	内容及び用途	内容（新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）） 用途（ ）
	略	略	略		略	略	略
	工作物の建築等	内容及び用途	内容（新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更） 用途（ ）		工作物の建築等	内容及び用途	内容（新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）） 用途（ ）
	略	略	略		略	略	略
	開発行為又は土地の開墾、土石の採取、鉱物		略		開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物		略

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">の掘採その他の土地の形質の変更</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>[記入上の注意]</p> <p>1 ~ 4 略</p> <p>5 「内容及び用途」欄の「内容」は、該当する事項を で囲んでください(修繕及び模様替は、外観を変更することとなるものに限ります。)。</p> <p>6 ~ 18 略</p>	の掘採その他の土地の形質の変更		略		略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">の掘採その他の土地の形質の変更</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>[記入上の注意]</p> <p>1 ~ 4 略</p> <p>5 「内容及び用途」欄の「内容」は、該当する事項を で囲んでください。</p> <p>6 ~ 18 略</p>	の掘採その他の土地の形質の変更		略		略	
の掘採その他の土地の形質の変更													
略													
略													
の掘採その他の土地の形質の変更													
略													
略													

第2条 鳥取県景観形成規則の一部を次のように改正する。

様式第4号を様式第5号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第4号(第12条の2関係)

景観計画区域内における行為の完了届出書

年 月 日	届	住 所 (法人その他の団体 にあつては、主たる 事務所の所在地)	
職 氏 名 様	出	氏 名 (法人その他の団体 にあつては、名称及 び代表者の氏名)	①
	者	電 話 番 号 () -	
景観法第16条第1項の規定による届出に係る行為を完了したので、鳥取県景観形成条例第19条の2の規定により、次のとおり届け出ます。			
行為の届出日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
地域の名称	景観形成重点区域()・その他の景観計画区域		
行為の場所			
行為の種類	(1)建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 修繕 カ 模様替 キ 色彩の変更	
	(2)工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 修繕 カ 模様替 キ 色彩の変更	
	(3)開発行為又は土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
	(4)木竹の伐採		
	(5)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
	(6)特定照明		
行為の完了日	年 月 日		

[記入上の注意]

- 「届出者」欄の氏名(法人その他の団体にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。

- 2 「地域の名称」欄の括弧書きには、鳥取県景観計画に定められた地域の名称を記入してください。
- 3 建築物又は工作物の移転の場合、「行為の場所」欄には移転後の場所を記入し、その後に移転前の場所を括弧書きで記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号又は記号を で囲んでください。

[添付書類]

行為の完了後の状況が確認できるカラー写真

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第20号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則（平成14年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（飼い犬を飼育している旨の標識） 第5条 条例第9条第5号の掲示は、様式第1号による標識を掲示してしなければならない。	（飼い犬を飼育している旨の標識） 第5条 条例第9条第6号の掲示は、様式第1号による標識を掲示してなければならない。

附 則

この規則は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第17号）の施行の日から施行する。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第21号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改正前					
（職業訓練の種類等） 第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						（職業訓練の種類等） 第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
鳥取県立倉吉高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	コンピュータ制御科	10人	1年	鳥取県立倉吉高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	コンピュータ制御科	10人	1年
			コンピュータ制御科	20人	2年				コンピュータ制御科	20人	2年
			土木システム科	15人	1年				土木システム科	15人	1年
			木造建築科	20人	1年				木造建築科	20人	1年
介護福祉士養成科	<u>30人</u>	2年	介護福祉士養成科	<u>20人</u>	2年						
鳥取県立米子高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	50人	2年	鳥取県立米子高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	50人	2年
			設計・インテリア科	20人	1年				設計・インテリア科	20人	1年
鳥取県立米子高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	デザイン科	20人	1年	鳥取県立米子高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	デザイン科	20人	1年
			介護福祉士養成科	<u>20人</u>	2年				介護福祉士養成科	<u>15人</u>	2年
略						略					
2 略						2 略					

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第22号

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則（平成18年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改正後	改正前
附 則 1～4 略	附 則 1～4 略 <u>（この規則の失効）</u> 5 <u>この規則は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u>

附 則

この規則は、鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第20号）の施行の日から施行する。

鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県林地開発条例施行規則（平成18年鳥取県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前									
（開発許可の基準） 第6条 略 2～12 略 13 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に規定する適切な方法は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 森林又は緑地の残置又は造成については、次の表の左欄に掲げる開発行為の目的の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の割合により行われ、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる森林の配置等により行われるものであること（ <u>森林の配置等として残置森林及び造成森林の配置が行われる場合にあっては、条例の基準を満たすために必要であると知事が認めるときに限り造成森林の配置が行われるものであること。</u> ）。ただし、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、森林を残置し、若しくは造成することが困難若しくは不適當であるもの又は環境の保全上支障がないものと知事が認めるときは、この限りでない。		（開発許可の基準） 第6条 略 2～12 略 13 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に規定する適切な方法は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 森林若しくは緑地の残置又は造成については、次の表の左欄に掲げる開発行為の目的の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事業区域内において残置し、又は造成する森林若しくは緑地の面積の割合により行われ、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる森林の配置等により行われるものであること。ただし、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、森林を残置し、若しくは造成することが困難若しくは不適當であるもの又は環境の保全上支障がないものと知事が認めるときは、この限りでない。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石等の採掘</td> <td>1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。<u>ただし、残置森林を配置することが条例別表の2の項に定める災害の防止の基準を満たすために支障となるときは、必要な範囲において残置森林に代えて造成森林を配置する。</u></td> </tr> </tbody> </table>		略		土石等の採掘	1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。 <u>ただし、残置森林を配置することが条例別表の2の項に定める災害の防止の基準を満たすために支障となるときは、必要な範囲において残置森林に代えて造成森林を配置する。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石等の採掘</td> <td>1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。</td> </tr> </tbody> </table>		略		土石等の採掘	1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。
略											
土石等の採掘	1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。 <u>ただし、残置森林を配置することが条例別表の2の項に定める災害の防止の基準を満たすために支障となるときは、必要な範囲において残置森林に代えて造成森林を配置する。</u>										
略											
土石等の採掘	1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。										

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">2 略</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(2) 略 14及び15 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>		2 略		略			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">2 略</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(2) 略 14及び15 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(施行期日)</u> 1 <u>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(この規則の失効)</u> 2 <u>この規則は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u></p>		2 略		略		
	2 略												
略													
	2 略												
略													

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

水産業協同組合検査規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

水産業協同組合検査規則等の一部を改正する規則

(水産業協同組合検査規則の一部改正)

第1条 水産業協同組合検査規則(昭和27年鳥取県規則第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
(検査終了後の措置) 第9条 略 2 略	(検査終了後の措置) 第9条 略 2 略 <u>3 前項の場合において、知事は、期限を定めて、当該組合から検査書で是正又は改善を求めた事項についての見解又は措置若しくは方針について、理事会において協議させた上、理事会議事録及び監事の意見書を添付した回答書を提出させるものとする。</u>

(農業協同組合検査規則の一部改正)

第2条 農業協同組合検査規則(昭和37年鳥取県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
(検査終了後の措置) 第15条 略 2 略	(検査終了後の措置) 第15条 略 2 略 <u>3 前項の場合において、知事は、期限を定めて、当該組合から検査書で是正又は改善を求めた事項についての見解又は措置若しくは方針について、理事会において協議させた上、理事会議事録及び監事の意見書を添付した回答書を提出させるものとする。</u>

(森林組合検査規則の一部改正)

第3条 森林組合検査規則(平成8年鳥取県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前

<p>(検査後の措置)</p> <p>第15 略</p> <p>2 略</p>	<p>(検査後の措置)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の場合において、知事は、当該組合から、検査書で是正又は改善を求めた事項についての見解又は措置若しくは方針について、理事会において協議させた上、期限を定めて理事会議事録及び監事の意見書を添付した回答書を提出させるものとする。</u></p>
---	--

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

企業局管理規程

鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第1号

鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程

鳥取県工業用水供給規程（昭和43年鳥取県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（給水の対象）</p> <p>第4条 給水を受けることができる者は、給水区域内において工業（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第1項に規定する工業をいう。<u>以下同じ。</u>）を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1） 1給水先当たりの基本使用水量が、<u>鳥取地区工業用水道の給水区域内においては1日50立方メートル以上の者、日野川工業用水道の給水区域内においては1日100立方メートル以上の者</u></p> <p>（2） 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、工業用水の給水能力に余剰を生じている場合においては、知事が別に定める基準により、工業を営まない者も給水を受けることができる。</u></p> <p>（使用水量の決定）</p> <p>第12条 知事は、<u>次の各号に掲げる料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める水量を1月分の料金の算定に用いる水量として決定する。</u></p> <p>（1） <u>基本料金</u> 基本使用水量に当該月の日数を乗</p>	<p>（給水の対象）</p> <p>第4条 給水を受けることができる者は、給水区域内において工業（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第1項に規定する工業をいう。）を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1） 1給水先当たりの基本使用水量が1日100立方メートル以上の者</p> <p>（2） 略</p> <p>（使用水量の決定）</p> <p>第12条 知事は、<u>毎月定例日に水量メーターを点検し、1月分の使用水量を決定する。ただし、水量メーターの故障により使用水量が不明のとき、又は水量メーターの検定に伴う計器の交換により使用水量の算定ができないときは、知事が認定するものとする。</u></p>

じて得た水量

(2) 特定料金 特定使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量

(3) 超過料金 毎月定例日に水量メーターを点検することにより得られる水量(水量メーターの故障又は水量メーターの検定に伴う計器の交換により水量メーターにより水量を得ることができないときは、知事が認定した水量)

(超過使用水量の算定方法)

第14条 超過使用水量は、基本使用水量を1日にわたり平均して使用した場合の単位時間(1秒以下の時間であって、各給水先に設置されているそれぞれの水量メーターにより水量を計測することができる最小の時間をいう。以下この条において同じ。)当たりの水量(特定使用水量の承認がなされている日における当該使用の対象となる時間にあつては、当該単位時間当たりの水量に当該特定使用水量を当該使用の対象となる時間にわたり平均して使用した場合の単位時間当たりの特定使用水量を加えて得た水量。以下この条において「単位使用決定水量」という。)を超えた水量を使用した各単位時間において使用した水量から単位使用決定水量を減じて得た水量を、第12条の規定により1月分の料金の算定に用いる水量の決定を行う対象となる期間にわたって、それぞれ合計して算定するものとする。

(水質及び水圧の基準)

第15条 略

2 配水管末端における工業用水の水圧の基準は、1平方センチメートル当たり0.5キログラム以上とする。

(料金の日割計算)

第17条 月の中途に利用を開始し、又は廃止したときの給水料金(超過料金を除く。)及び水量メーター料金は、それぞれの利用日数に応じた日割計算によるものとする。

附 則

1 略

(鳥取地区工業用水道に係る超過使用水量の算定方法の特例)

2 鳥取地区工業用水道に係る超過使用水量の算定方法については、平成24年3月31日までの間、第14条

(超過使用水量の算定方法)

第14条 超過使用水量は、1日の各時間において使用する最大の水量から基本使用水量を24で除して得た水量と特定使用水量を当該特定使用時間数で除して得た水量とを合計して得た水量(以下この号において「使用決定水量」という。)を減じて得た水量(以下この号において「超過水量」という。)に当該超過に係る使用時間数(以下この号において「超過使用時間」という。)を乗じて算定するものとする。ただし、1日における1の超過使用時間が継続して2時間以内で、超過水量が使用決定水量の100分の5以内であり、かつ、1日の総使用水量が基本使用水量と特定使用水量とを合計して得た水量の範囲内であるときは、当該水量は、超過使用水量として算定しないものとする。

(水質及び水圧の基準)

第15条 略

2 配水管末端における工業用水の水圧の基準は、1平方センチメートル当たり0.5キログラムとする。

(料金の日割計算)

第17条 月の中途に利用を開始し、又は廃止したときの料金は、日割計算によるものとする。

附 則

1 略

(鳥取地区工業用水道に係る超過使用水量の算定方法の特例)

2 鳥取地区工業用水道に係る超過使用水量の算定方法については、当分の間、第14条の規定にかかわら

の規定にかかわらず、給水を受ける者との協定により定めることができる。

様式第1号 (第5条関係)

(表面)

基本使用申込書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称 (印)

下記のとおり、給水を受けたいので、鳥取県工業用水供給規程第5条第1項の規定により申し込みます。

申込みに当たっては、鳥取県営企業の設置等に関する条例(以下「条例」という。)第5条第3項の規定により供給をしないことができる使用に該当するものでないことを誓約します。

記

略

添付書類 給水場所の見取図

(裏面)

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。

工業用水施設を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。

上に掲げるもののほか、工業用水施設の利用若しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがないこと。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 条例第5条第3項の該当の有無について、必

ず、知事が別に定める。

様式第1号

基本使用申込書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称 (印)

下記のとおり、給水を受けたいので、鳥取県工業用水供給規程第5条第1項の規定により申し込みます。

申込みに当たっては、鳥取県営企業の設置等に関する条例(以下「条例」という。)第5条第3項の規定により供給をしないことができる使用に該当するものでないことを誓約します。

記

略

備考

- 1 給水場所の見取図を添付すること。
- 2 条例第5条第3項の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。